

【表紙】

【提出書類】 確認書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の5の2第1項

【提出先】 東海財務局長

【提出日】 2022年11月22日

【会社名】 株式会社静岡銀行

【英訳名】 THE SHIZUOKA BANK, LTD.

【代表者の役職氏名】 取締役頭取 八 木 稔

【最高財務責任者の役職氏名】 _____

【本店の所在の場所】 静岡市葵区呉服町一丁目10番地

【縦覧に供する場所】 株式会社静岡銀行 東京営業部
(東京都千代田区丸の内一丁目6番5号)

株式会社静岡銀行 横浜支店
(横浜市西区高島二丁目19番12号)

株式会社静岡銀行 名古屋支店
(名古屋市中区錦二丁目16番18号)

株式会社静岡銀行 大阪支店
(大阪市中央区西心斎橋二丁目1番3号)

(注) 名古屋支店及び大阪支店は、金融商品取引法の規定による縦覧に供する場所ではありませんが、投資者の便宜のため縦覧に供する場所としております。

1 【半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当行取締役頭取八木稔は、当行の第117期中間会計期間(自 2022年4月1日 至 2022年9月30日)の半期報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

特記すべき事項はありません。